

大分市まちづくり自治基本条例の規定に基づく主な取組

＜第4章 行政運営＞

第4章行政運営では、総合計画をはじめ行政運営に必要な事項について定めています。

（総合計画）

第11条 市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るための最上位の計画として、総合計画を策定するものとする。

2 総合計画は、市民の参画さんかくの機会を経て策定されなければならない。

3 市は、総合計画の進行を管理し、その状況を公表しなければならない。

（主な取組）

- ・新たな大分市総合計画「おおいた創造ビジョン2024」を平成28年6月に策定
- ・策定に当たっては、市議会議員や関係団体の代表者の他に、学生や公募市民などにもご参画いただく検討委員会を設置し、その提言を踏まえ策定
- ・毎年、目標設定（数値目標）の進捗管理を行い、市報やホームページで公表

（財政運営）

第12条 市長等は、中期的な財政見通しのもとに予算を編成するなど、計画的で健全な財政運営に努めなければならない。

（主な取組）

- ・社会経済状況、国の制度改革等の影響を反映させながら、向こう5年間の財政収支の見通しを試算し、毎年10月に財政収支の中期見通しを公表するなか、中期的な視点に立った財政運営を実施

(政策法務)

第13条 市長等は、市政の課題に対応した政策を実行するため、条例、規則等の整備を適正に行うとともに、市の事務に関する法令の解釈に当たっては、地方自治の本旨^{ほんし}に基づき、自主的かつ適正な解釈を行うよう努めなければならない。

(主な取組)

- ・「大分市民のこころといのちを守る条例」や「大分市中小企業振興基本条例」などの、本市独自条例を制定
- ・地方分権改革による国の義務付け、枠付けの見直しに伴い、法令の適正な解釈に基づき本市独自の基準等を条例で規定

(条例の制定等の手続)

第14条 市長は、市政に関する重要な条例を立案しようとするときは、市民の参画^{さんかく}を図り、又は市民の意見を反映させるよう努めなければならない。

(主な取組)

- ・条例案に対する市民意見を聴くため、市民意見公募手続（パブリックコメント）や各種検討委員会等を実施

(行政評価)

第15条 市長等は、効率的かつ効果的な行政運営を図るため、行政評価に関する制度を整備し、実施するものとする。この場合において、市長等は、市民の視点に立った外部評価を可能な限り公開で行うものとする。

- 2 市長等は、前項の規定による行政評価の結果を市民に公表するとともに、必要に応じて、行政運営の見直しを行わなければならない。

(主な取組)

- ・毎年度、行政内の内部評価、さらには市民参画の外部行政評価委員会による外部評価を公開で行い、その評価結果を公表するとともに、次年度の予算に反映

(行政手続)

第 16 条 市長等は、行政運営における公正の確保と透明性^{とうめいせい}の向上を図るため、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導等に関する手続を明らかにするものとする。

(主な取組)

- ・ 大分市行政手続条例（H8）に基づいた、許認可等の行政処分の実施

(情報公開)

第 17 条 市長等は、市政に関して市民に説明する責任を果たすとともに、市政に対する市民の理解と信頼を深めるため、別に条例で定めるところにより、市が保有する情報を公開するものとする。

(主な取組)

- ・ 大分市情報公開条例（H16）に基づく情報公開や、市報、ホームページ等を活用した広報の実施

(個人情報の保護)

第 18 条 市長等は、個人の権利利益の保護及び市政の適正な運営^しに資するため、別に条例で定めるところにより、市が保有する個人情報を適正に取り扱うものとする。

(主な取組)

- ・ 大分市個人情報保護条例（H15）に基づき、個人情報保護制度に関する啓発や研修、情報セキュリティ対策の実施

(権利保護及び苦情対応)

第 19 条 市長等は、行政運営における市民の権利利益を擁護^{ようご}するため、必要な措置^{そち}を講ずるものとする。

2 市長等は、行政運営に関する意見、要望、苦情等があった場合は、速やかに事実関係等を調査し、必要があると認めるときは、その改善のための適切な措置^{そち}を講じなければならない。

(主な取組)

- ・行政不服審査法による不服申し立てへの対応をはじめとした市民からの意見、要望、苦情に対する対応や市民相談の実施

(危機管理体制の整備等)

第 20 条 市長等は、常に災害等の緊急の事態に備え、市民の身体、生命、財産の安全性が確保できるよう、危機管理体制を整備するとともに、その対応に当たっては、市民、関係団体等との連携及び協力を図るものとする。

(主な取組)

- ・自主防災組織の充実強化や災害時要支援者への支援体制の構築など、防災体制を整備するとともに、消防団や防災士、民生委員児童委員等との連携を強化

(行政組織の編成)

第 21 条 市長等は、市民に分かりやすく、機動的かつ効率的な行政運営が可能となるよう組織の編成を行うとともに、組織の横断的な調整を図るものとする。

(主な取組)

- ・市民ニーズ等に対応した機構改革の実施や、組織横断的な調整を図るプロジェクトチーム等を設置し行政運営を実施

＜第5章 市民参画等＞

第5章市民参画等では、市民参画をはじめ協働の推進などについて定めています。

（市民参画）

第22条 本市は、市民がまちづくりに参画する機会を確保する。

2 市長等は、市民がまちづくりに参画するための仕組みを整備するとともに、その周知を図るものとする。

（主な取組）

- ・大分市人材バンクを設置し、NPO等の市民活動団体を支援するとともに、あなたが支える市民応援活動事業などにより市民がまちづくりに参画する仕組みを整備

（協働の推進）

第23条 市民、議会及び市長等は、目的と情報を共有し、相互の理解と信頼のもとに、協働によるまちづくりに取り組むよう努めなければならない。

2 市長等は、協働の推進に当たっては、市民の自主性及び自立性を損なわないよう配慮しなければならない。

（主な取組）

- ・きれいにしょうえおおいた推進事業やおおいたふれあい学びの広場推進事業などを通し、協働のまちづくりを推進

（市民提案）

第24条 市長等は、市民の意見、提言等を市政に反映させるための制度の拡充に努めなければならない。

2 市長等は、政策の立案、実施、評価等の各段階における情報を、市民に積極的に提供するものとする。

（主な取組）

- ・市民から政策提言を受け付けるあなたのアイデア提案制度の実施やふれあい市長室の開催
- ・市報やホームページ、まちづくり出張教室等を通して、各種情報を積極的に提供

(市民意見の聴取^{ちようしゆ})

第 25 条 市長等は、重要な政策等の立案に当たっては、市民から意見を公募^{こうぼ}する手続（以下「パブリックコメント手続」という。）を実施し、広く市民の意見を求めなければならない。

2 市長等は、パブリックコメント手続を実施したときは、市民から提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を公表しなければならない。

3 市長等は、前 2 項の規定によるほか、あらゆる機会を通じて市政に関する市民意見の聴取^{ちようしゆ}に努めなければならない。

(主な取組)

- ・ 各種計画等の策定時に市民意見公募手続（パブリックコメント）を実施するとともに、ワークショップやSNSミーティングなどを通して市政に関する市民意見の聴取を実施

(住民投票)

第 26 条 市長は、市政に関する重要な事項について、直接、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができるものとする。

2 市長は、前項の規定による住民投票を実施した場合は、その結果を尊重^{そんちよう}しなければならない。

3 住民投票の実施に関し必要な事項は、事案ごとに別に条例で定めるものとする。

(主な取組)

- ・ これまでの実績はなし

(審議会、懇話会等)

第 27 条 市長等は、法令に基づき設置する審議会等のほか、必要に応じて市に対する提言、報告等を行う懇話会等を設置するものとする。

2 市長等は、法令等に別段の定めがある場合を除き、審議会、懇話会等の委員については、見識を有する者を選任するほか、公募等により市民の幅広い層から必要な人材を選任するよう努めなければならない。

3 市長等は、審議会、懇話会等の会議の公開に努めるものとする。

(主な取組)

- ・大分市総合計画検討委員会等、各種検討委員会や審議会を設置し、公募により委員を募集

＜第6章 まちづくりの推進＞

第6章まちづくりの推進では、都市内分権や地域コミュニティなど、本市の自治を推進するに当たり、これから重要になってくる事項について定めています。

(都市内分権)

第 28 条 市長等は、市民によるまちづくりの推進を図るため、地域における自主的かつ自立的な活動に対する適切な支援を行うなど、都市内分権の実現に向けた取組を推進するものとする。

(主な取組)

- ・地域に各種補助金を一括して交付する地域づくり交付金モデル事業を実施

(地域コミュニティ)

第 29 条 市長等は、地域コミュニティとの^{きょうどう}協働により、地域の特性をいかしたまちづくりを推進するものとする。

2 市長等は、地域における課題について、地域コミュニティの意向を把握するとともに、地域コミュニティにおける合意形成を支援し、その合意された意見を市政に反映させるよう努めるものとする。

3 市長等は、複数の地域に関する課題について、関係する地域コミュニティの調整が図られるよう必要な支援をするものとする。

(主な取組)

- ・自治会単位で実施するご近所の底力事業や、校区単位で実施する地域まちづくり活性化事業の実施
- ・公民館の整備や運営に係る補助金を交付し、地域コミュニティ活動の支援を実施

(連携及び協力)

第 30 条 市長等は、まちづくりの課題について、国、県、他の地方公共団体等との連携を図り、その解決に努めるものとする。

2 市長等は、海外の行政機関等との連携及び協力を深めるとともに、得られた情報や知識を本市のまちづくりにいかすものとする。

(主な取組)

- ・大学等と連携しサテライトキャンパスをおいたをホルトホール大分内に開設
- ・周辺市町と連携し、大分都市広域圏を形成
- ・姉妹都市との国際交流の実施

(多様な文化の^{そんちよう}尊重等)

第 31 条 市民、議会及び市長等は、多様な文化及び価値観を理解し、^{そんちよう}尊重することにより、あらゆる人が地域社会の一員として受け入れられるよう努めるものとする。

(主な取組)

- ・人権教育・啓発の推進や国際理解教育の推進